

元気な企業をつくる!

the Heartful

OAG

Vol. 185

2020年9月号

2020年8月25日発行

- 02 太田 孝昭が語る春夏秋冬
「今こそ逆バネ」
- 03 「自筆証書遺言書保管制度」に関するWebセミナーを開催しました
『税務弘報』2020年9月号の特集「税務調査之心得50」に寄稿しました
- 04 売上減少の中小企業等に家賃の2/3を補助、減収世帯に住居確保給付金を支給
新型コロナウイルス感染症に対する家賃関連支援策
OAG税理士法人 資産税部 稲岡 巧
- 06 アセットキャンパスOAGオリジナル「エンディングノート」をご活用ください
- 07 私のOff-Time
- 08 今後のセミナー開催予定





今こそ逆バネ

OAGグループ代表
太田 孝昭

私は、「わが国は先進国であり、おおよそ何においても世界最高水準の国家だ」と思っておりました。しかし、近頃は「情けないな」と思うことが目につきます。

例えば、新型コロナウイルス対策でも、信じられないようなことがたくさんあります。都道府県などが集計しているコロナの感染者数は、保健所がファックスと電話で確認しているのだそうです。本当に、昭和時代に逆戻りしたのかと驚きましたよ。

PCR検査も、中国は武漢の全住民990万人に実施して、19日間で終了したということです。1日に何と52万人です。一方のわが国は、1日の検査能力が武漢の10分の1の最大53,787人(8月11日現在)です。

国民に対する特別定額給付金も、手書きで申請して、通帳のコピーなどを添付した上で郵送することが主流です。これも昭和の時代と何も変わっていません。

そういえば、民間人閣僚として経済財政担当大臣も務めたエコノミストの大田弘子さんが、国会で「日本はもはや経済一流と呼ばれる状況ではなくなった」と発言したのは、2008年のことでした。当時は「えっ」という感覚でしたし、それだけにセンセーショナルでした。大田弘子さんに対しても、当時はバッシングとは言わないまでも、「そこまで言うのか」という雰囲気でした。

しかし、前述の例に示されているように、全てにおいてわが国は二流国に成り下がっています。先進国ではなく、中進国ではないかと思えるほどです。

何も自分の国を卑下しているわけではありません。わが国、わが社会を憂えているんです。

これも、われわれ経営者の責任だと自覚するべきです。もちろん、経営者だけの責任ではありませんし、全政治家、全官僚、全国民の責任でもあります。けれども、まずはわれわれ経営者がその責任を負う一番手に立つべきでしょう。

コロナは、われわれに情けない状況を見せてくれました。これからどう巻き返すのか、逆境こそが、天がわれわれに与えた試練だと思うべきです。

コロナは第2波とか、まだまだ終息の兆しすら見えません。コロナを逆バネにして、いかに乗り切るのか、大いに元気を出していきませんか。泣いても笑っても、コロナは消えてくれませんか。

「自筆証書遺言書保管制度」に関するWebセミナーを開催しました

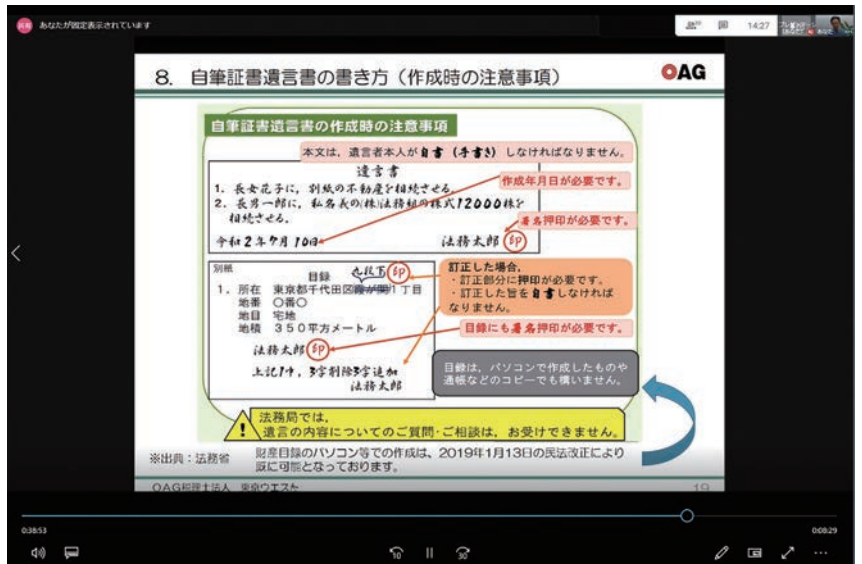
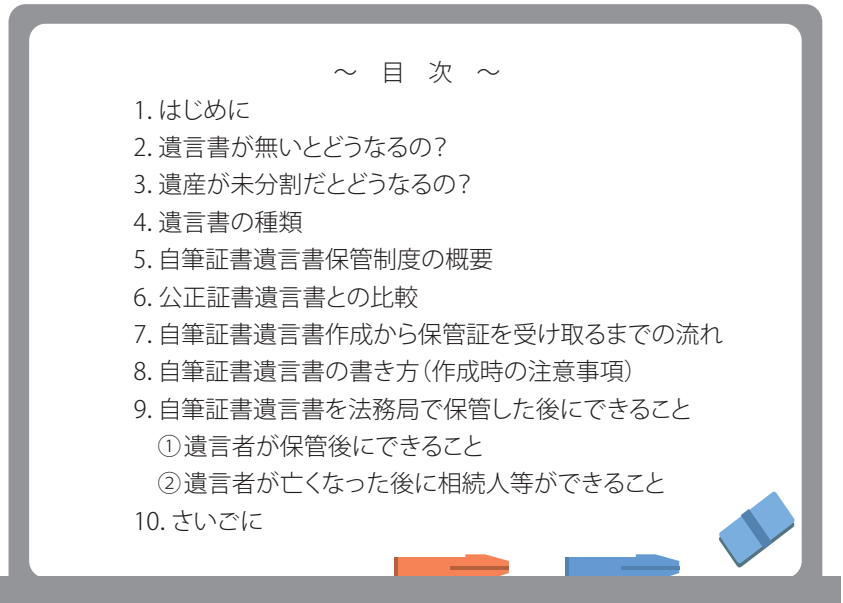
8月14日にOAG税理士法人東京ウエストが「らくらく相続®Webセミナー」を開催致しました。連日35度を超える酷暑の中、またコロナウイルスの感染者数が減少しない中ではありましたが、オンラインセミナーの実用性を生かし、多くのお客さまにご自宅からご参加をいただきました。

セミナーでは、今年の7月10日から始まった法務局による「自筆証書遺言書保管制度」について、制度の概要や活用方法などを分かりやすく解説しました。この制度を利用することで、自筆証書遺言書の懸念点であった紛失や改ざんの心配がなくなり、安全に保管できるようになりました。しかし、法的に有効な遺言書を作成するためには記載方法などの正しい知識が必要であり、書き方を間違えると無効になってしまうなど、思わぬトラブルに見舞われる可能性があります。

ご参加をいただいたお客さまからは「難しい内容がコンパクトに分かりやすくまとめられていて、楽しく拝聴できました」と高評価を頂きました。今後も皆さまに相続についての情報を楽しく学んでいただけるように、分かりやすさをモットーにセミナーを開催してまいります。



講師を務めた税理士の落田 徹



『税務弘報』2020年9月号の特集「税務調査之心得50」に寄稿しました

8月5日に発行された『税務弘報』9月号の特集記事「税務調査之心得50」に資産トータルサービス部部長の奥田 周年が寄稿しました。

『税務弘報』は、1953年（昭和28年）に創刊された70年近い歴史を誇る税務の専門誌で、毎号、実務に役立つ有益な最新情報をコンパクトにまとめています。今回の特集「税務調査之心得50」では、税務調査の現場で直面する事柄を50のテーマに分け、50名の専門家が具体的な事例を紹介しながら、判例なども交えて解説しています。

その中で、奥田は「相続税の税務調査」を寄稿致しました。税務署の調査官が、税務調査の際に作成する「質問応答記録書」がどのような意味を持ち、後日どのように使われるのかを、実際の案件に基づきながらポイントを説明しています。

毎年改正される税制に適切に対応するためにも、調査官の視点をすることは重要です。今回の特集で取り上げているテーマは、税務に携わる皆さまが日々の業務で留意すべき事柄ばかりです。大変参考になりますので、ぜひご購入ください。

『税務弘報』
2020年9月号

■ 中央経済社／刊
■ 2,750円(税込)



売上減少の中小企業等に家賃の2/3を補助、減収世帯に住居確保給付金を支給 新型コロナウイルス感染症に対する家賃関連支援策

OAG税理士法人 資産税部 稲岡 巧

新型コロナウイルス感染症により、中小企業や個人事業者が深刻な影響を受けています。そこで、事業を継続する際に重要な家賃の支払いに対して、「家賃支援給付金」が創設されました。また、休業等に伴う収入の減少で、住居を失う恐れがある方には、「住居確保給付金」が支給されます。今回は、これらの制度について解説します。

家賃支援給付金とは

売上げの減少に直面したテナント事業者に対して、事業の継続をサポートする目的で、地代・家賃の負担を軽減するために支給されるのが「家賃支援給付金」です。

【1】支給対象

以下の全てを満たす事業者が対象です。ただし、要件に当てはまらなくても、給付の対象となる例外規定もあります。

(1) 中小企業等^(注1)かフリーランスを含む個人事業者であること

(注1) 資本金の額、または出資の総額が10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、医療法人、社会福祉法人など
資本金の額、または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること

(2) 2020年5月から12月までの売上高について、新型コロナウイルス感染症の影響により以下のどちらかに当てはまること

① いずれか1ヶ月で前年同月比50%以上減少していること

② 連続する3ヶ月の合計で前年同期比30%以上減少していること

※持続化給付金など新型コロナウイルス感染症に関する給付金を除いて算定することができる

(3) 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っていること

【2】給付額

申請時の直近1ヶ月の支払家賃(月額)に基づいて、以下の方法で給付額(月額)を算出し、6ヶ月分が一括して給付されます。

▶ 上限額

法人：600万(100万円×6ヶ月)

個人事業者：300万(50万円×6ヶ月)

▶ 計算方法と算定例

● 計算方法

区分	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+(支払賃料-75万円)×1/3
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+(支払賃料-37.5万円)×1/3

● 算定例

・法人で直近の家賃が120万円の場合

給付額：50万円+(120万円-75万円)×1/3=65万円
支給総額：65万円×6ヶ月=390万円

・個人事業者で直近の家賃が15万円の場合

給付額：15万円×2/3=10万円
支給総額：10万円×6ヶ月=60万円

※共益費や管理費は算定の対象だが、賃料を規定した契約書と別の契約書に規定されている場合は対象に含まれない

※地方自治体から賃料支援を受けている場合も対象だが、給付額が減額される可能性がある

【3】申請期間

給付金の申請期間は、2020年7月14日から2021年1月15日までです。家賃支援給付金ホームページからのWEB申請が基本ですが、それが困難な方は補助員が入力サポートを行う申請サポート会場(完全予約制)が利用できます。

【4】お問い合わせ先

▶ 家賃支援給付金コールセンター ☎ 0120-653-930(受付時間 8:30~19:00/平日・土日祝日/9月1日以降は平日と日曜日)

住居確保給付金とは

主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内、または自己都合以外の理由で給与等が離職・廃業と同程度まで減少している場合には、一定の要件を満たすと市区町村ごとに定めている上限額(生活保護制度の住宅扶助額)の範囲内で、実際の家賃額の支給を原則3ヶ月間(延長が2回可能で、最大9ヶ月間)受けることができます。支給された給付金は、賃貸住宅の賃貸人や不動産媒介事業者等へ、自治体から直接支払われます。

【1】支給対象

以下の全てを満たす方が対象です。

(1) 主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合(個人の責任・都合以外で給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合)

- (2) 直近の月の世帯収入合計額が、市町村民税の均等割が非課税となる額の1/12(基準額)と、家賃(上限あり)の合計額を超えていないこと
- (3) 現在の世帯の預貯金合計額が各市区町村で定める額を超えていないこと
- (4) 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと(4月30日からはハローワークへの求職申し込みが不要)

【2】給付額

- (1) 世帯収入額が基準額以下の場合 → 家賃額を支給(ただし、住宅扶助額が上限)
- (2) 世帯収入額が基準額を超える場合 → 基準額 + 家賃額 - 世帯収入額を支給(ただし、住宅扶助額が上限)
 - ※支給金額に敷金、共益費や駐車場代は含まない
 - ※店舗兼住宅を賃借して自営業を行っている場合は住居部分のみが対象
 - ただし、賃借人が法人名義の場合には対象とならない
 - ※持続化給付金や10万円の特別定額給付金など新型コロナウイルス感染症に関する給付金や融資は収入・資産には含まれない

▶ 東京23区の場合の支給上限額

世帯の人数	1人	2人	3人
支給上限額(月額)	53,700円	64,000円	69,800円

【3】申請・お問い合わせ先

住居確保給付金の申請やお問い合わせは、最寄りの自立相談支援機関で受け付けています。現在お住まいの市町村か、下記コールセンターにお問い合わせください。

▶ 住居確保給付金相談コールセンター ☎ 0120-23-5572(受付時間 9:00~21:00/平日・土日祝日)

【参考】賃貸物件のオーナーに対する主な支援策

【1】固定資産税・都市計画税の減免制度

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備の2021年度の固定資産税と都市計画税をゼロまたは1/2に減免する制度です。※土地は除外されます。

対象者	減免対象	減免率	
		対前年同期比の収入減少率 ^(注3)	減免率
事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者 ^(注2) (注2) 次のいずれかに該当する者(ただし、大企業の子会社等は除く) ・資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人 ・資本または出資を有しない法人または個人は従業員1,000人以下	① 事業用家屋および設備等の償却資産に対する固定資産税(通常、評価額等の1.4%) ② 事業用家屋に対する都市計画税(通常、評価額の0.3%) ※いずれも市町村民税(東京23区においては都税)	50%以上	全額
		30%以上50%未満	1/2
		(注3) 2020年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入	

▶ 申請方法

2021年1月31日までに、『認定経営革新等支援機関等^(注4)』の確認を受けて固定資産税を納付する市町村に必要な書類と共に軽減を申請します。なお、市町村による申請受付開始は2021年1月からを予定しています。

(注4) 認定経営革新等支援機関とは、国が専門知識や実務経験が一定レベル以上であると認定した公的な支援機関のこと
 具体的には、商工会や商工会議所など中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等を指す

▶ 中小企業固定資産税等の軽減相談窓口 ☎ 0570-077322(受付時間 9:30~17:00/平日のみ)

【2】免除による損害額の損金計上

法人・個人が、合理的な理由もなく賃料を減額すると、減額分は相手方に対する寄付金として税務上取り扱うのが原則です。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響で賃料の支払いが困難となったテナント事業者に対して、感染症の流行が終息するまで、賃料を減額した場合には、次の条件を満たすと、減額分は寄付金に該当せず、税務上の経費とすることができます。

- ▶ 取引先等において新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、または困難となる恐れが明らかであること
- ▶ 賃料の減額が、取引先等の復旧支援(営業継続や雇用確保など)を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること
- ▶ 賃料の減額が、取引先等において被害が生じた後、通常の営業活動を再開するための復旧過程期間内に行われたものであること

《給付金や支援策に関するご相談はOAGの担当者までお問い合わせください》

お客さま一人ひとりのお悩みに寄り添えるよう、OAGでは豊富な知識と経験を持つプロフェッショナル集団が連携し、ワンストップサービスで皆さまをサポートさせていただきます。

お問い合わせ先

OAG 税理士法人

☎ 03-3237-7500

アセットキャンパスOAGオリジナル 「エンディングノート」をご活用ください



日ごろから健康に気を付けていても、突然の病に倒れると、急にその先のことや不安になりますよね。万が一のときに残されてしまうご家族のことを思うとさらに心配で、やはり相続に向けて何かしらの対策は必要なんだと感じられている方は、多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

「エンディングノート」は、遺言書よりもずっと気軽に書くことができ、直ぐに始められる終活の1つです。ご自身に何かあってからでは、十分な対策が取れないかもしれません。

相続について、ご家族で話し合うことは大事なことだと分かっていても、何となく避けてしまい、先延ばしにされていませんか？ そのようなときにお勧めなのが、「エンディングノート」です。

「エンディングノート」には、これまでの人生のことはもちろん、これからの人生のことや財産のこと、身の回りのこと、介護のことまで、ご自身の思いを自由に書き記していただくことができます。何度でも書き直すことができますので、

気負わずにチャレンジされてみてはいかがでしょうか。「エンディングノート」は、大切なご家族が将来困らないように、ご自身とご家族をつなぐ架け橋の役目を担ってくれます。

▶ オリジナルの「エンディングノート」(PDF形式)は、OAG税理士法人が運営する相続情報配信サイト「アセットキャンパスOAG」からダウンロードいただけます

👉 <https://asset-campus-oag.com/pdf-endingnote>



エンディングノートに
書いておきたい
7つのこと

① 自分自身について

氏名、生年月日、住所、本籍、家族構成、学歴、職歴、趣味、特技など

② 身の回りのことについて

パソコンや利用しているサイトのログイン情報、ペットのことなど

③ 介護や医療の希望について

かかりつけの医療機関や延命治療、告知、介護のことなど

④ 葬儀について

葬儀費用や喪主、お墓、納骨のこと、連絡してほしい人など

⑤ 財産について

不動産、預貯金、株、生命保険、貴金属など

⑥ ご家族へのメッセージ

⑦ 親戚・友人の連絡先

▶ 「エンディングノート」の書き方は、アセットキャンパスOAGで詳しく解説していますのでご参照ください

👉 https://asset-campus-oag.com/how_to_endingnote-7446



私の Off-Time

「馬との触れ合い」

(株)OAGコンサルティング M&A 領家 裕介

私の趣味は、「競馬」です。競馬というと賭け事のイメージが強いですが、私の競馬は馬券を買うことではなく、馬と触れ合ったり、競馬をスポーツの一環として観戦することです。私の叔父が中央競馬会の調教師だったことから馬に興味を持つようになって、小学生の頃にはもう競馬に夢中でした。それ以来、毎週末テレビで競馬を見て過ごしたり、競馬場に出掛けて観戦したりすることが、最高の息抜きになっています。

長年競馬を観戦していると、競走馬にはそれぞれ個性があることが分かります。レース前に寝てしまう馬、常にカリカリしている馬、とても甘えるのが上手な馬等々、いろいろです。

また、競走馬には、馬を所有している馬主や管理している厩舎、訓練している調教師など、多くのスタッフが関わっていて、背景には必ず物語があります。それを知ると、意外に感動もできるスポーツなのです。

実は、私のような競馬ファンも、競馬場にはたくさん来ています。最近は施設も綺麗になっているので、家族連れも増えていて、遊園地のような雰囲気もあります。

新型コロナウイルスの影響で、無観客レースを行っているため、現在はテレビ観戦しかできないのが残念です。それでも、他のスポーツが緊急事態宣言をきっかけに軒並み自粛していますから、開催を継続してくれたことは、一ファンとしても、非常に感謝しています。

テレビ観戦のお陰で、一緒にテレビを見ている2歳の娘も馬が大好きになってきました。娘にせがまれて、休日には馬に会いに牧場に出掛けることも増えています。父親としては、うれしい限りです。

一日も早く自由に外出ができるようになって、競馬場で観戦したり、牧場に出掛けて馬と触れ合ったりすることができたらと思っています。



本誌・OAGグループに対するご意見・ご要望をお寄せ下さい

私たちOAGグループ各社は、常にお客さまと共に歩み、最も信頼されるパートナーでありたいと考えております。徹頭徹尾、皆さまのお役に立つこと。それが、私たちの存立基盤です。本誌の記事に対するご意見、弊社グループ各社に対するご要望等、何でも結構です。ふと思いつかれたご提案でも構いません。お気軽にご連絡を頂ければ幸いです。

ご意見・ご要望はこちらへ → OAGグループグループ戦略部 広報 Tel.03-3237-7500

《今後のセミナー開催予定》

開催日	名称	会場
9月 5日(土)	相続リミット2020	調布市グリーンホール 小ホール(京王線調布駅南口徒歩2分)
11月 5日(木)	女性のためのらくらく相続®セミナー	調布市文化会館たづくり10階(京王線調布駅広場口徒歩3分)
11月 9日(月)	女性のためのらくらく相続®セミナー	調布市文化会館たづくり10階(京王線調布駅広場口徒歩3分)

※セミナーに関するお問い合わせは、広報誌担当(03-3237-7500)までご連絡ください(【有料】表示以外は無料です)

※会場では、新型コロナウイルス感染症ガイドラインに基づく対策を行っております。何卒、ご理解とご協力をお願い致します。

※新型コロナウイルスの感染状況により、開催を中止することもあります。



チヴィタ



オルヴィエート



Photo by Yasuyoshi Wada

今年のお正月は、ローマからバスで3時間程の丘の上にある「天空の城」「滅びゆく街」と呼ばれるチヴィタ、そして「世界一美しい丘上都市」と称されるオルヴィエートを訪ねました。チヴィタは断崖絶壁の上に佇んでいて、天空の都市そのものでした。300メートルの橋を渡ると急坂になり、老体に鞭打ちながら何とか登り切ると、街の住人よりも多いという猫が出迎えてくれました。街が出来たのは2500年前とも3000年前ともいわれ、ローマ帝国よりも古い歴史があります。しかし、度重なる地震や風雨の浸食で、自然消滅が危惧されています。オルヴィエートは歴史的建造物や地下遺跡などがあり、2万人が住んでいます。年末から年始に掛けての5日間、ヨーロッパ最大級のジャズの祭典が開かれていて、彼方此方にジャズが流れていました。新年礼拝のために各地から集まってきた旅人は、驚いたことに大型犬を連れている人が多く、ラブ、ゴールデン、バーニーズ、そして秋田犬もいました。思わず拙い英語で“Akita Inu?”.すると“Yes! Clever and friendly Japanese dog.”という答えが返ってきました。“Oh yes!”と微笑み返ししながら、秋田犬と旅人にグッバイしました。イタリアでは丘の上にある街が多く、その理由をガイドさんに聞いてみると、中世では外敵を防ぐ目的と、低湿地を好むマラリアを媒介する蚊から逃れる目的があったそうです。治療薬やワクチンなどが無い大昔も、皆で協力して生き抜く知恵を出し合い、感染症対策をしていたことが分かりました。その歴史から学ぶことができれば、今回の新型コロナウイルスから国民を守る知恵を見出せるのではないかと。そんなことも、古代ローマの旅から教えてもらいました。

<編集後記>

毎年9月1日の防災の日は、1923年(大正12年)9月1日(土)に発生した関東大震災にちなんだものです。「関東大震災の教訓を忘れない」という意味と、「この時期に多い台風への心構え」という意味を込めて1960年(昭和35年)に制定されました。防災の日を中心とした1週間は、防災週間です。九州の豪雨災害は記憶に新しいですが、最近は毎年のように地震、台風、大雨などの自然災害に見舞われています。何事もなく日常を過ごしていると防災意識が低くなりがちですが、災害はいつ自分の身に降りかかってくるの分かりません。「いつか必ず」起こるという意識を持って、日頃から避難場所の確認、飲料水や非常食などの備蓄、非常用持ち出し袋の用意と点検、家族との安否確認の方法など、できることから備えておくようにしましょう。(お)

発行 OAGグループ

OAG税理士法人／(株)OAGコンサルティング

(株)OAGビジコム／(株)OAGアウトソーシング

OAG社会保険労務士法人／OAG監査法人／OAG弁護士法人

住所 東京都千代田区五番町6-2 ホームマートホライゾンビル

tel.03-3237-7500 / fax.03-3237-7510

発行人 OAGグループ 代表 太田孝昭

編集人 OAGグループ グループ戦略部 広報